

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	福島県
3. 市区町村名	川俣町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	31-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.kawamata.lg.jp/site/kurashi-tetsuzuki/dokujiriyoujimu.html

執行機関名 川俣町長

地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(法定事務に係るものを除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	川俣町町営住宅管理条例(平成9年川俣町条例第36号)第2条に規定するその他の町営住宅に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	19	
③番号法別表第2の項	31	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		川俣町個人番号の利用に関する条例 別表第一第一の項 川俣町町営住宅管理条例(平成9年川俣町条例第36号)第2条に規定するその他の町営住宅に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	公営住宅法(昭和二十六年六月四日法律第百九十三号)第1条	川俣町町営住宅管理条例(平成9年川俣町条例第36号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。	第1条 この条例は、 <u>公営住宅法(昭和26年法律第193号。以下「法」という。)</u> に基づく町営住宅及びその他の町営住宅並びに共同施設の管理について法及び地方自治法(昭和22年法律第67号)並びにこれらに基づく命令の定めるところによるほか、必要な事項を定めることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		川俣町町営住宅管理条例(平成9年川俣町条例第36号) 川俣町町営住宅管理条例施行規則(平成10年川俣町規則第1号)